

■別表第2

地区区分	地区の名称 (用途地域)	低層住宅地区(1) (第一種低層住居専用地域)	低層住宅地区(2) (第二種低層住居専用地域)	低層住宅地区(3) (第二種中高層住居専用地域)	集合住宅地区 (第二種中高層住居専用地域)	一般住宅地区 (第一種住居地域)	沿道住宅地区(1) (準住居地域)	沿道住宅地区(2) (準住居地域)	沿道住宅地区(3) (第一種住居地域)	沿道業務地区 (準住居地域)	沿道商業地区 (近隣商業地域)	教育関連施設地区 (第一種中高層住居専用地域)	
	地区の面積	約 10.6 ha	約 5.6 ha	約 0.7 ha	約 9.1 ha	約 4.1 ha	約 1.8 ha	約 7.9 ha	約 1.5 ha	約 0.8 ha	約 9.6 ha	約 2.6 ha	
建築物等に 関係する 計画事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築又は用途利用してはならない。以下の各号は、各地区の用途地域で建築可能なものうち、制限する用途を示す。											
	建築物の容積率の最高限度	10/10	10/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	30/10	20/10	
	建築物の建ぺい率の最高限度	5/10	5/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	8/10	6/10	
	建築物の敷地面積の最低限度	160 m ²	160 m ²	160 m ²	200 m ²	160 m ²	300 m ²	200 m ²	300 m ²	600 m ²	400 m ²	—	
	壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱及び出窓の外壁までの距離の最低限度は以下のとおりとする。											
		・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 0.5m	・道路境界線 … 1.0m ・隣地境界線 … 1.0m
		但し、以下の各号については0.5m以上とする。 1. 外壁及びこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 2. 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下かつ面積の合計が5m ² 以内であるもの。											
	建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面から12m以下	敷地地盤面から12m以下	敷地地盤面から12m以下	—	—	—	—	—	—	敷地地盤面から12m以下	—	—
	建築物の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁及び屋根の色については、周辺との調和を図り落ち着いたものとし原色はできるだけ避け淡い色のものにする。 2. 広告物については、自己の用に供するものとし、美観や風致を損なう刺激的な色彩又は装飾を用いたものについては設置してはならない。又、周辺の景観に調和するよう規模や形態等に配慮し秩序あるものにする。 3. 外壁又は屋根に設ける設備は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮し、目立たないよう設置する。 4. 屋外照明は、安全性や美観性に配慮し、又、過剰な光量にならないようにする。 5. 敷地内の計画地盤高は、造成計画面から30cm以下とする。											
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、次の各号に適合しなくてはならない。ただし、門柱及び意匠上、これに付属する部分はこの限りではない。											
	1. 生け垣等の高さは、造成計画面から1.8m以下とする。 2. フェンス等の高さは、造成計画面から1.2m以下とする。 3. コンクリート基礎とフェンスとの併用の場合は、造成計画面から1.2m以下とし、構造については、可視可能なものとする。 4. コンクリートブロック積等の高さは、造成計画面から60cm以下とする。												
備考	1. その他、この計画の執行に関し必要な事項は、運用基準で定める。												

「区域は計画図表示のとおり」